

厚生労働省佐賀労働局発表 平成 29 年 12 月 7日



佐賀労働局 労働基準部 健康安全課 健康安全課長 平川 稔 主任安全専門官 井 本 浩 人 電話 0952 (32) 7176 空上貨物運送事業 労働災害防止協会 佐賀県

陸上貨物運送事業 労働災害防止協会 佐賀県支部 専務理事 前田勝久 事務局長 高柳正和 電話 0952 (30) 3456

交通労働災害防止キャンペーンを実施!

ー・-12月14日(木)11時~ 長崎自動車道 金立サービスエリア(上り、下り)にてー・-

1 佐賀県における交通労働災害による死亡者数は、長期的には減少しているものの、過去5年間(平成24年~同28年)で11人と全労働災害死亡者数35人の30%以上を占め、また、今年も11月末現在で既に5人(全労働災害死亡者数8人)が亡くなられ、今もなお、尊い命が失われております。

このため、佐賀労働局(局長 松森 靖)においては、年末にかけて交通量の増加が予想される12月に、交通労働災害防止対策の一環として、トラック輸送業者で組織する陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部(支部長 馬渡雅敏 会員数:527 社)との共催により、下記の『年末年始交通労働災害防止キャンペーン』を実施し、主としてトラックドライバーに対して、交通労働災害防止を呼びかけることとしています。

記

○ 日 時 平成 29 年 12 月 14 日 (木) 午前 11 時~12 時 (小雨決行)

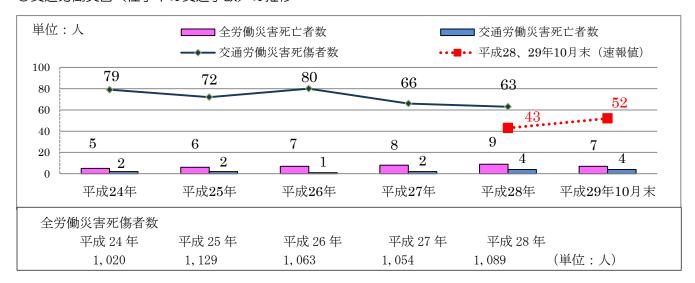
○ キャンペーン会場 長崎自動車道金立サービスエリア(上り)(下り)

○ 内 容 主としてトラックドライバーに対して、パンフレット等を配布 して交通労働災害防止を呼びかける。

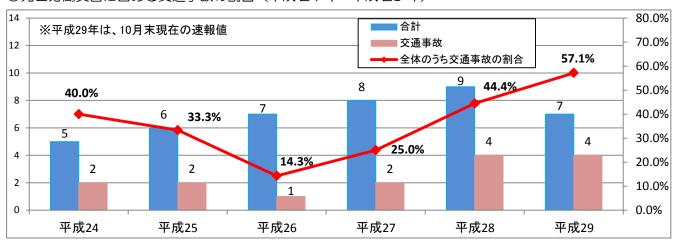
当日、キャンペーン会場での取材を希望される報道機関の方は、準備の都合がありますので、12月12日(火)までに**佐賀労働局健康安全課(☎**0952-32-7176 「井本、又は村山」)あて連絡をお願いします。 キャンペーン会場の集合場所は別図のとおりです。

2 佐賀県における交通労働災害の発生状況(平成24年~平成29年)

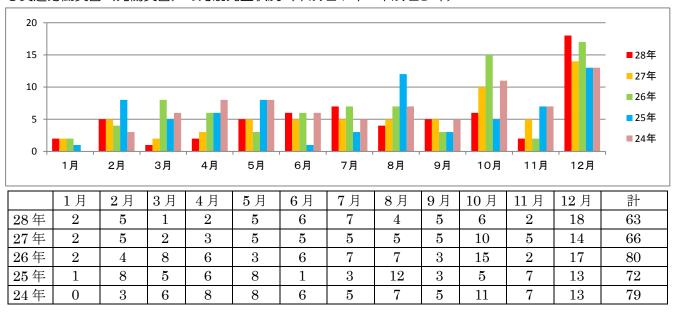
◎交通労働災害(仕事中の交通事故)の推移



◎死亡労働災害に占める交通事故の割合(平成24年~平成29年)



◎交通労働災害(死傷災害)の月別発生状況(平成24年~平成28年)



資料: 労働者死傷病報告(休業 4 日以上)

◎添付資料

- ① 佐賀県内における死亡労働災害の概要(平成28年、29年)
- ② 平成 29 年 業種別・署別労働災害発生状況 (平成 29 年 10 月末累計 速報値)
- ③ ストップ・ザ・交通労働災害!



資料①

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【平成29年】 平成29年11月30日現在

番号	業	種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生 状況								
				時 刻	年 齢	争成の主	KU (Z) 1//)	光 王 狄 <i>沈</i>								
1	貨 扱	物 取 業	伊万里署	H29.1.27	男	激突され	クレーン	コンテナヤードにおいて、橋形クレーン(つり上げ荷重51.6ト								
	拟	耒	省	11時00分頃	40歳代			ン)の走行路内に被災者が立入り、停車中のコンテナ運搬用トラック の運転手と話をしているときに、走行してきた橋形クレーンの走行車								
	3-4-	-0 \	II tom			1 -11	7 - 11 - 15	輪にひかれた。								
2	建	設 業	佐賀署	H29.2.24	男	倒壊・崩壊	その他の仮設物、建築	門型の鋼製構造物(以下「構造物」という。)の解体作業において、 構造物の支柱下部を溶断し、構造物をドラグ・ショベルのバケットで								
				9時OO分頃	40歳代		物、構造物	奥側に押し倒そうとしたが倒れなかったためバケットを別の位置に動								
								かしていたところ、この構造物が手前側に倒れて運転席との間に挟まれた。								
3	建	设 業	唐津署	H29.3.24	男	交通事故	トラック	施工管理を担当していた個人住宅の現場管理写真を撮影し事業場へ								
				15時50分頃	40歳代	(道路)		帰社する途中、西九州自動車道下り線において、大型トラックに追突 された。								
			-13.1.1/(GED.													
4	連	送業	武雄署	H29.5.17	男	交通事故 (道路)	トラック	4トントラックを運転し、配送先に荷卸し後、長崎自動車道を利用して荷主の配送センターに戻る途中、上り線パーキングエリアに進入して								
				4時25分頃	50歳代	(/=#3/		した際、パーキングエリア入口付近の駐車スペースに停車していた大 型トラックに追突した。								
5	運	送業	伊万里署	H29.6.6	男	交通事故	トラック	大型トラックを運転し山陽自動車道下り車線を走行中、トレーラート接触車があれていない。								
			者	1時15分頃	40歳代	(道路)		と接触事故を起こし追い越し車線に停車していた大型トラックに追突 した。								
			u tom													
6	建	設 業	佐賀著	H29.10.5	男	交通事故 (道路)	トラック	高所作業車を使用して道路街路樹の剪定作業中、車道を走行してき トルバックの荷台が、車道に出ていた高所作業車のブームに								
				16時25分頃	40歳代			接触し、その衝撃で高所作業車の作業床に搭乗していた労働者2名のうち1名が道路上に墜落した。								
7	建	设 業	武雄署	H29.10.20	男	墜落 • 転 落	環境等又は	個人住宅の樹木の剪定作業を行っていた労働者が、倒れた直後に同								
				9時20分頃	60歳代	洛	はしご等	僚に発見された。樹木脇にあった庭石又は三脚脚立から墜落したものと と推定される。								
	\ ±	.=	#\#B													
8		掃・ 畜業		H29.11.2	男	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バイク	市道に設置されている下水用マンホールの蓋を開け、道路上からマーンホール内の洗浄作業を行っていたところ、乗用車にはねられた。								
				14時10分頃	50歳代	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,										

[※]表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

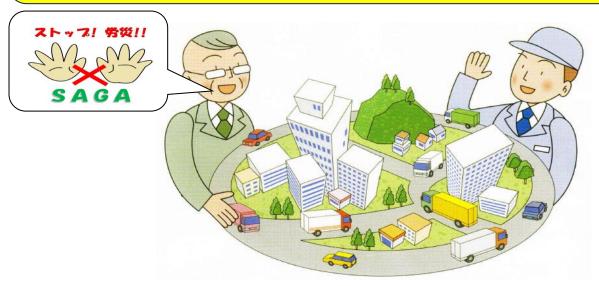
【平成28年】

L 1	—		_					
番号	業	種	管轄署	発生日 時刻	被災者年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建訁	党 業	唐津署	H28.1.29 9時OO分頃	男 20歳代	墜落 • 転 落	仮設物・建築物・構築物等	屋根葺き替え工事において、瓦撤去後に屋根をシートで覆ったが、 降雨で工事箇所から雨漏りがするため、小雨の中でもう一枚シートを 上に掛け固定する作業中に、軒先(高さ約5m)から地上に墜落した。 (3日後に死亡。)
2	建訁	分 業	佐賀署	H28.3.18 16時50分頃	男 50歳代	墜落 • 転 落	締固め用機械	河川局部改築工事において、堤防上で搭乗式振動ローラーを移動中に堤防斜面を振動ローラーと共に3.2m下の仮設通路上に転落した。
3	運	送 業	佐賀署	H28.5.21 5時00分頃	男 50歳代	交通事故 (道路)	トラック	大型トラックに荷を積み、配送先へ向かう国道の走行中、緩やかな 左カーブを曲がりきれず対向車線を横切り、ガードレールを越え約3 m下の田んぼに落下した。
4	建	党 業	武雄署	H28.5.24 10時50分頃	男 60歳代	墜落 • 転 落	屋根	瓦の補修工事において、屋根に上り瓦の状況を確認していたところ、瓦屋根から、下方のプラスチック製の高さ2.36mの庇へ落ちて、庇を突き破り墜落した。
5	建	党 業	佐賀署	H28.5.31 8時00分頃	男 60歳代	墜落 • 転 落	はしご等	資材倉庫において、高さ約4mの梁にはしごをかけ、昇って作業を しようとしていたところ、はしごが外れ墜落した。
6	運送	送 業	佐賀署	H28.8.25 22時30分頃	男 40歳代	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バイク	運転代行用の軽乗用車を運転し利用客を迎えに行くため県道を走行中に、交差点を過ぎたところで、道路左側の縁石に乗り上げ横転した。
7	運	送 業	佐賀署	H28.10.23 4時00分頃	男 60歳代	交通事故 (道路)	トラック	被災者は、大型トラックで高速道路を走行中、乗用車が事故を起し 走行車線を塞いでいるのを発見し、事故車先にある非常駐車帯に車両 を停め、救護活動を行う旨会社に連絡後、事故車両の所で救護活動を 行っているとき大型トラックが突っ込んできて被災した。
8	建	党 業	唐津署	H28.12.9 5時30分頃	男 20歳代	交通事故 (道路)	トラック	事業場からライトバン(貨物車)にて工事現場に向かうため県道を 走行中に、信号機の無い交差点において、右折車のため並んでいた車 列を追い抜こうとしたところ、右折車と接触して水路に転落し助手席 同乗者が被災した。
9	建富	党 業	武雄署	H28.12.15 15時30分頃	男 30歳代	墜落 • 転 落	締固め用機 械	林道開設工事において、乗用式振動ローラーを移動中に、同ローラーとともに谷側の路肩から法長約36m下に転落した。

署		佐賀署			 唐津署		武雄		罢	信	万里	署		当年計			年同期	期計	対前年	対前年	
	死	休		死	休		死	休		死	休		死	休		死	休		同期	同期	
業種	亡	業	計	亡	業	計	亡	業	計	┧	業	計	亡	業	計	┧	業	計	増減数	増減率	
01 食料品製造		69	69		23	23		10	10		8	8		110	110		100	100	10	10.0%	
O2 繊維工業																	2	2	-2	-100.0%	
03 衣服その他の繊維		2	2		2	2		1	1					5	5				5		
O4 木材・木製品		3	3					1	1		3	3		7	7		8	8	-1	-12.5%	
05 家具·装備品		6	6											6	6		6	6		0%	
06 パルプ等		4	4								1	1		5	5		6	6	-1	-16.7%	
07 印刷·製本		1	1											1	1		1	1		0%	
08 化学工業		10	10		1	1								11	11		9	9	2	22.2%	
09 窯業土石		3	3					2	2		2	2		7	7		10	10	-3	-30.0%	
10 鉄鋼業		2	2					2	2					4	4		2	2	2	100.0%	
11 非鉄金属		1	1											1	1				1		
12 金属製品		13	<u>13</u>		2	2		7	7		1			23	23		30	30	-7	-23.3%	
13 一般機械器具		7	7					1	1					9	9		9	9		0%	
14 電気機械器具		4	4					2	2		1	1		(- 1		10	10	-3	-30.0%	
15 輸送機械製造		2	2		1			3	3		6	6		12	12		14	14	-2	-14.3%	
16 電気・ガス		1	1		1	1								2	2		0.4	04	2	40.00/	
17 その他の製造		8	8		2	2		00			2	2		12	12		21	21	-9	<u>-42.9%</u>	
01 製造業		136	136		32	32		29	29		25	25		222	222		228	228	-6	-2.6%	
02 土石採取業											1	<u>1</u>		1	1		1	1		0%	
O2 鉱業 O1 + 木 T 東	1	17	10		11	11	1		10		<u></u>		0	40		0	20	20	1.1	0%	
O1 土木工事 O2 建築工事	1	20	18	1	11	1		9	10 11		5	<u>5</u>	2	42 51	44	2	28	30	14	46.7%	
O2 建築工事 O3 その他の建設		32	33		2	<u>3</u> 3		5			6	6	2	51	53	2	68	70	-17 3	-24.3% 15.8%	
	2	12 61	1 <u>2</u>	1	16	<u>კ</u> 17	1	25	5 26		13	2 13	1	22 115	22	1	19	19		15.8%	
O3 建設業 O1 鉄道等		1	1		10	1 /		20	20		13	13	4	1 1 5	119	4	115	119	1	<u>U%</u>	
O1 <u></u>		4	4		1	1		1	1					6	6		5	5	1	20.0%	
03 道路貨物運送		69	69		6	<u> </u>	1	13	14	1	6	7	2	94	96	2	85	87	9	10.3%	
03 追応負物建区 04 その他の運輸交通		09	09		0	0	ı	13	14	- 1	0			94	90	1	85	1	-1	-100.0%	
O4 運輸交通業		74	74		7	7	1	14	15	1	6	7	2	101	103	3	90	93	10	10.8%	
04 <u>建輸 文 </u>		16	16	•	- 1	- 1		14	10	ı	0	- 1		16	16	<u> </u>	19	19	-3	-15.8%	
02 港湾運送業		10	10							1	1	2	1	1	2		13	13	2	13.070	
05 貨物取扱		16	16							1	-	2	1	17	18		19	19	-1	-5.3%	
01 農業		1	1		1	1				'	1	<u>_</u>	-	3	3		6	6	-3	-50.0%	
02 林業		6	6		- 1	<u>'</u>					4	-		10	10		12	12	-2	-16.7%	
06 農林業		7	7		1	1					5	- 		13	13		18	18	-5	-27.8%	
O1 畜産業		7	7		1			3	3		1	<u></u>		12	12		11	11	1	9.1%	
02 水産業		2	2		3	3								5	5		3	3	2	66.7%	
07 畜産・水産業		9	9		4	4		3	3		1	1		17	17		14	14		21.4%	
01 卸売業		12	12		1	$\frac{-7}{1}$		6	6		2	2		21	21		15	15	6	40.0%	
02 小売業		37	37		10	10		10	10		10	10		67	67		75	75	-8	-10.7%	
03 理美容業		1	1		-10	10		-10	- '		-10	10		1	1			, 0	1	— — —	
O4 その他の商業		10	10		2	2		2	2					14	14		15	15	-1	-6.7%	
08 商業		60	60		13	13		18	18		12	12		103	103		105	105	-2	-1.9%	
01 金融業		6	6		1	<u> </u>		2	2					9	9		11	11	-2	-18.2%	
02 広告・あっせん		1	1		-									1	1		1	1		0%	
09 金融広告業		7	7		1	1		2	2					10	10		12	12	-2	-16.7%	
O1 映画·演劇業																					
10 映画・演劇業																				_	
O1 通信業		2	2		1	1								3	3		7	7	-4	-57.1%	
11 通信業		2	2		1	1								3	3		7	7	-4	-57.1%	
O1 教育研究		4	4		4	4								8	8		2	2		300.0%	
12 教育研究		4	4		4	4								8	8		2	2	6	300.0%	
<u>01 医療保健業</u>		9	9		1	1		8	8		4	4		22	22		31	31	-9	-29.0%	
02 社会福祉施設		30	30		17	17		16	16		9	9		72	72		48	48	24	50.0%	
03 その他の保健衛生								2	2					2	2		5	5	-3	-60.0%	
13 保健衛生業		39	<u>39</u>		18	<u> 18</u>		26	26		13	<u>13</u>		96	96		84	84	12	14.3%	
O1 旅館業		5	5		1	1_		4	4		2	2		12	12		12	12		0%	
02 飲食店		15	15		6	6		5	5		1			27	27		29	29	-2	-6.9%	
03 その他の接客		6	6		1	1		4	4			1_		12	12		13	13	-1	-7.7%	
14 接客娯楽		26	26		8	8		13	13		4	<u>4</u>		51	51		54	54	-3	-5.6%	
01 清掃・と畜		17	17					6	6		2	2		25	25		49	49	-24	-49.0%	
15 清掃・と畜		1 /	17					6	6		2	2		25	25		49	49	-24	-49.0%	
01 官公署								1	1					1	1				1	—	
16 官公署								1	1					1	1				1		
01 派遣業		00	00					1	1					1	1		25	25	1	4.4.00/	
02 その他の事業		20	20		3	3		4	4		3	3		30	30		35	35	-5	-14.3%	
17 その他の事業	<u> </u>	20	20	 	3			5	5		3	3		31	31		35	35		-11.4%	
<u>合計</u>	12	478	480	1	108		2	142	144	2	86	88	7	814	821	7	833	840		-2.3%	
第三次産業計(運送業除く)		175	175		48	48		71	71		34	34			328		348	348	-20	-5.7%	
前年同期計	5		512		107	108		136	137		83	83		833	840						
対前年増減数	-3	-29	-32		1	1	1	6	7	2	3	5		-19	-19						
死傷者数の対前年増減率		-6	.3%		0	.9%			.1%		6	.0%		-2	2.3%						

ストップ・ザ・交通労働災害!

~死亡労働災害のトップは「交通事故」~



交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、 運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。 労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

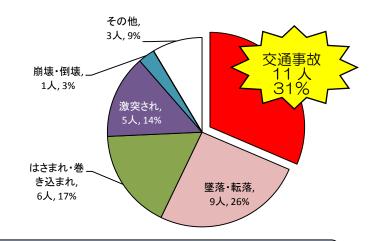
- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

死亡労働災害の30%以上が、「交通事故」!

過去 5 年間(平成24年から平成28年まで)の佐賀県内における交通労働災害(交通事故)による死亡者数(11人)は、全産業の死亡労働災害(35人)の30%以上を占めており死亡原因のトップとなっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

佐賀労働局における過去5年間 (平成24年~平成28年)の死亡労働災害発生状況

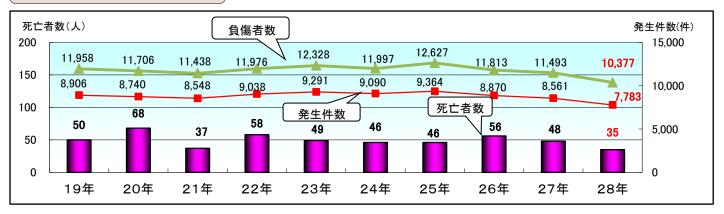




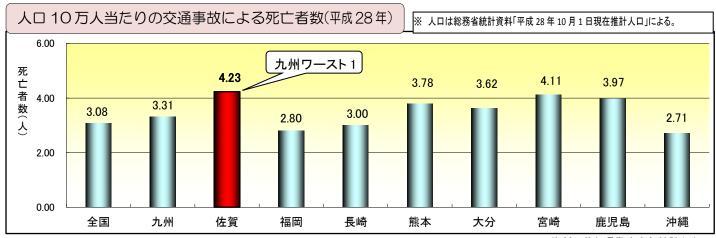
厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

佐賀県の交通事故発生状況

平成 28 年の負傷者数、発生件数、死亡者数は減少した!



資料:佐賀県警察本部統計より



資料:佐賀県警察本部統計より

交通労働災害(交通事故)の発生状況 ・死傷者総数360人[外側円] ・死亡者総数11人[内側円] 佐賀県の労働災害発生状況(平成24年~28年) その他、 ※()内は死亡者数 接客娯楽業, 商業, 1,400 10人, 3% 02人, 28% 9% 1,156 製造業.. 1,200 通信業 商業、3人27% 16人,5% 1.009(9) 保健衛生業. 1,000 19人,5% 建設業、3人27% 715 死傷者数(人) 運輸交通 3 人 27% 800 通信業. 632(6) 24人, 7% 運輸交通業, 600 金融広告業 建設業, 65人, 18% 383 43人, 12% 44人, 12% 360(11) 400 300 255(5) 202 200 137(1) 114(3) 92 0 動作の はさま 高温• 墜落• 反動• れ・巻 切れ・ 交通 来来• 激突さ 崩壊• 低温の 転倒 激突 その他 [事故の型] 転落 無理な き込ま こすれ 事故 落下 れ 倒壊 物との 接触 動作 れ ■製造業 288 128 143 308 135 109 59 49 30 32 16 44 ■建設業 72 300 53 92 102 44 75 57 23 20 13 21 □運輸交通業 87 215 110 81 6 65 40 46 39 28 7 12 ■商業 52 22 7 7 210 81 41 102 28 17 114 14 ■その他 499 237 343 99 99 133 48 86 67 23 35 42

資料:佐賀労働局「労働者死傷病報告(休業4日以上)」より

『交通労働災害防止のためのガイドライン』のポイント

~ 睡眠時間を確保した走行計画で交通労災ゼロへ ~ 佐賀労働局

本ガイドラインは、平成25年5月に改正され、「労働安全衛生関係法令」、「改善基準告示」等とあいまって交通労働災害防止を図るための指針となるものです。

□ 交通労働災害防止のための管理体制 ←

安全に対する組織の関与が低い場合に発生しやすい。

〇 交通労働災害防止のための安全管理体制の確立

安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定めて、関係者に周知しましょう。

- 〇 安全衛生方針の表明と目標の設定、PDCAサイクルによる安全衛生計画の実施
 - ◆ 事業場全体の安全意識を高めるため、交通労働災害防止の観点を含めた「安全衛生方針」を表明し、具体的な「安全衛生目標」を設定して、関係者に周知しましょう。
 - ◆ 安全衛生目標を達成するため、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含めた「安全衛生計画」を 作成(Plan)するとともに、その計画を適切に実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)していきましょう。
 - ① 適正な労働時間等の管理及び走行管理等に関する事項
 - ② 教育の実施等に関する事項
 - ③ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項
 - ④ 健康管理に関する事項
- 〇 安全委員会等での調査審議

安全衛生委員会等で、交通労働災害の防止について話し合いましょう。

□ 適正な労働時間等の管理と走行管理

勤務間の休息時間が8時間未満、拘束時間が13時間超、運転業務時間が9時間以上の場合に発生しやすい。

〇 睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理の実施

疲労等による交通労働災害を防止するため、「改善基準告示」等を遵守し、適正な走行計画を作成することにより、運転業務従事者(※1)の十分な睡眠時間等を確保しましょう。

また、高速乗合バス及び貸切バスの運転手の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた「交替運転者の配置基準」を遵守しましょう。

〇 適正な走行計画の作成と指示

走行計画に休憩時間を定めた場合には発生しにくくなる。

次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成して、運転業務従事者に適切な指示を行いましょう。

- ① 走行の開始及び終了の地点及び日時
- ② 拘束時間、運転時間及び休憩時間
- ③ 走行に際して注意を要する箇所の位置
 - ④ 荷役作業の内容及び所要時間
- ⑤ 走行の経路の目安、主な経過地における出発及び到着の日時の目安

普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合は、発生しやすい。

○ 睡眠時間の把握にも配慮した点呼等の実施、その結果に基づく措置

◆ 安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等を確実に行い、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しましょう。

また、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認し ましょう。

◆ 走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調であるなど正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じましょう。

1週間連続して1日あたりの拘束時間が13時間を超えるなど睡眠不足の累積が認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定するなどの措置を講じましょう。

〇 荷役作業を行わせる場合の措置

荷役作業を毎回実施する場合、発生しやすい。

事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者(※2)に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保、荷役用具・設備の車両への備え付けなどに努めましょう。

- (※1) 運転業務従事者:自動車(4輪以上に限る。)の運転業務に主として従事している労働者。
- (※2) 運転者:自動車等の運転を行う労働者。

□ 交通労働災害防止のための教育の実施

〇 交通労働災害防止に関する教育

雇入時教育や作業内容変更時教育では、次の事項を含む教育を行いましょう。

- ① 運転者が遵守すべき事項(交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等)
- ② 労働災害防止の基礎知識に関する事項

(「改善基準告示」等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項)

〇 個別運転記録等を活用した教育

日常の教育では、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の個別運転記録、交通安全情報等を活用して行いましょう。

〇 交通危険予知訓練の継続的な実施

□ 交通労働災害防止に関する意識の高揚 -

意識の高揚のための活動の項目が増加すると発生しにくくなる。

- ◆ ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。
- ◆ 交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき、危険 な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行いましょう。

□ 健康管理

- ◆ 運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握した うえで、保健指導等を行いましょう。また、所見が認められた運転者に対しては、適切な就業上の措置を 講じましょう。
- ◆ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、医師による面接指導を行いましょう。

□ 荷主・元請事業者による配慮

荷主からの要求の受容度が高い場合は 発生しやすい。

- ◆ 事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う場合は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう運送事業者に協力しましょう。
- ◆ 到着時間の遅延が見込まれる場合には、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行いましょう。
- ◆ 実際に荷を運搬する事業者に対して、「改善基準告示」等に違反し安全な走行が確保できない可能性が 高い発注を行わないようにしましょう。
- ◆ 荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行い適正な走行計 画を確保するための措置を講じましょう。

交通労働災害防止のためのガイドラインの詳細は、厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/080703-1a.pdf) でのご確認や、佐賀労働局健康安全課、各労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署